

最高裁秘書第695号

令和4年3月11日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和4年2月7日付け（同月9日受付、第030955号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 最高裁判所に係属した許可抗告事件一覧表（民事事件・令和3年分）（片面で3枚）
- (2) 最高裁判所に係属した許可抗告事件一覧表（行政事件・令和3年分）（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の(1)の文書には、個人識別情報（事件の争点）及び公にすることにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（事件の争点）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第2号イに定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（4233）5240（直通）

【最高裁判所に係属した許可抗告事件一覧表(民事事件・令和3年分)】

事件番号等	原審情報	事件の争点等		結果
令和3年(許)第1号 (三小)	大阪高決令2・11・12 大阪地堺支決令2・10・1	執行	[REDACTED]	令3・2・17(取下げ)
令和3年(許)第2号 (三小)	同上	執行	[REDACTED]	令3・2・17(取下げ)
令3(許)第3号 (一小)	広島高決令2・11・30 広島地決令元・11・8	民訴	中学生が自死したことにつき教員らの安全配慮義務違反があったと主張して上記中学生の父母が損害賠償請求をしている基本事件において、他の生徒、教員等に対して実施された上記中学生及び教員らの言動等に関するアンケート調査の回答を転記して集約した資料等について文書提出命令の申立てがされた場合に、個人を特定し得る情報等をマスキングする措置を施した上で同申立てを一部認容すべきものとした原審の判断の当否	最決令3・6・3(棄却)
令3(許)第4,5,6号 (二小)	東京高決令2・11・26 東京地決令2・7・15	倒産	民事再生手続において、管財人が、査定の裁判の申立てをしていた再生債権につき、その債権者との間で、その全額を認め、当該再生債権者が再生計画案に賛成票を投するなどなどを内容とする和解契約を締結し、その後当該再生計画案が可決された場合に、民事再生法174条2項3号の不認可事由がないとして当該再生計画を認可した原審判断の当否	最決令3・12・22(棄却)
令和3年(許)第7号 (一小)	東京高決令3・2・9 横浜地決令2・12・21	執行	免責許可決定を受けた債務者の相続人が、担保不動産競売において買受けの申出が禁止される「債務者」(民事執行法188条、68条)に当たるか。	最決令3・6・21(破棄・自判) 裁時1770号

令3(許)第8号 (三小)	大阪高決令3・4・14 大阪家決令3・2・1	家事	[REDACTED]	
令和3年(許)第9号 (一小)	東京高決令3・4・12 横浜地決令3・2・2	その他	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律10条に基づく保護命令の申立てがされた事案において、相手方(妻)が申立人(夫)に対し一方的に暴力をふるつていたと認められず、相手方が申立人に暴力をふるい申立人の生命又は身体に重大な危害を与えるおそれが高いともいえないとして、上記申立てを却下した原審の判断の当否	最決令3・8・19(棄却)
令和3年(許)第10号 (三小)	名古屋高金沢支決令3・5・7	民訴	上告受理申立て理由書に民訴法318条1項所定の上告受理申立て理由の記載がないとして上告受理申立てを却下した原審の判断の当否	最決令3・10・26(破棄・自判)
令和3年(許)第13号 (一小)	東京高決令3・6・23 千葉家審令3・3・24	家事	[REDACTED]	
令和3年(許)第14号 (二小)	東京高決令3・8・26 東京地決令元・8・28	民訴	特定商品等の預託等取引契約に関する法律に基づく立入検査の準備内容や結果等が記載された文書は、公務秘密文書(民訴法220条4号ロ)に当たるか。	
令和3年(許)第15号 (三小)	東京高決令3・11・9 東京地決令3・10・29	保全	債務者の株主である債権者らが、債務者が手続中の株主に対する新株予約権無償割当てについて、債務者に対して、会社法247条の類推適用に基づき、仮に差し止めることを求める事案において、上記の新株予約権無償割当てが①株主平等の原則に反するものではなく、②著しく不公正な方法によるものであるともいえないとして、債権者らの申立てを却下すべきものとした原審の判断の当否	最決令3・11・18(棄却)
令和3年(許)第16号 (一小)	東京高決令3・9・29 東京地決令3・7・1	執行	[REDACTED]	

new

new	令和3年(許)第17号 (三小)	大阪高決令3・10・8 和歌山家決令3・7・13	家事	[REDACTED]	
new	令和3年(許)第18号 (二小)	大阪高決令3・12・7 神戸地決令3・11・26	保全	株主総会の議長が、議案に対する特定の株主の投票を賛成として扱ったことについて、決議の方法の法令違反又は著しい不公正はないとした原審の判断の当否	最決令3・12・14(棄却)
new	令和3年(許)第19号 (一小)	大阪高決令3・10・12 神戸地明石支決令3・2・12	保全	[REDACTED]	

※赤字部分が、今回更新した部分です。

【最高裁判所に係属した許可抗告事件一覧表(行政事件・令和3年分)】

事件番号等	原審情報	事件の争点等		結果
令和3年(行フ)第1号 (一小)	札幌高決令2・12・15 札幌地決令2・8・11	その他	①文書提出命令の対象文書（黒塗りのない原本）の引用文書該当性 ②上記文書の民訴法220条4号口該当性	最決令3・5・20(棄却)
令和3年(行フ)第2号 (二小)	東京高決令3・2・15	その他	弁護士職務基本規程57条に違反して訴訟代理人となった弁護士の訴訟行為について、相手方である当事者に上記訴訟行為を排除する旨の裁判を求める申立権があるとし、共同事務所の他の所属弁護士が同規程27条4号により職務を行うことができない事件について、共同事務所の所属弁護士は同規程57条によりその事件について訴訟行為を行うことができないとした原審の判断の当否	最決令3・6・2(破棄・自判)
令和3年(行フ)第3号 (三小)	東京高決令3・2・22	その他	地方自治法242条の2第1項3号所定の怠る事実の違法確認の請求がされた事案において、当該怠る事実に係る相手方が、被告となった地方公共団体の長を補助するためにした補助参加の申出について、参加することを許可した原審の判断の当否	最決令3・6・29(棄却)

※赤字部分が、今回更新した部分です。